

原子力発第07083号
平成19年 7月20日

愛媛県知事
加戸守行 殿

四国電力株式会社
取締役社長 常盤 百樹

平成19年新潟県中越沖地震を踏まえた対応について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は、当社事業につきまして格別のご理解を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、平成19年7月20日、経済産業省より新潟県中越沖地震の状況を踏まえ、原子力事業者において別添のとおり対策を講じるよう指示がありましたので、安全協定第10条第4項に基づきご報告いたします。

敬 具

経 済 産 業 省

平成 19・07・20 原第 1 号

平成 19 年 7 月 20 日

四国電力株式会社

取締役社長 常盤 百樹 殿

経済産業大臣 甘利 明

平成 19 年新潟県中越沖地震を踏まえた対応について（指示）

平成 19 年 7 月 16 日に発生した平成 19 年新潟県中越沖地震を踏まえ、国民の安全・安心を確保する観点から、下記の対策を講ずることを求める。

記

1. 自衛消防体制の強化

地震等の災害発生時において各原子力事業者が独力で初期消火を実施することを確実なものとするため、次の対策を講ずることを求める。また、併せて、かかる対策についての具体的な改善計画を策定し、平成 19 年 7 月 26 日までに報告をすることを求める。

- (ア) 火災発生時に迅速に十分な人員を確保することができる体制を早急に整えること。
- (イ) 原子力発電所における油火災等に備え、化学消防車の配置等の措置を講ずること。
- (ウ) 消防に対する専用通信回線を確保すること。
- (エ) 消防機関での実地訓練を含め、消防との連携の下で、担当職員の訓練を強化すること。

2. 迅速かつ厳格な事故報告体制の構築

放射性物質の漏えい等に関する原子力事業者から国及び地方自治体に対する報告が迅速かつ厳格に実施されることを徹底するため、次の対応をとることを求める。また、併せて、かかる対策についての具体的な改善計画を策定し、平成 19 年 7 月 26 日までに報告をすることを求める。

- (ア) 地震等の災害発生時であっても、放射性物質の漏えいなどの事実関係を確認するために必要となる人員を確保することができる体制を早急に整えること。

(イ) 地震等の災害発生時であっても確実に機能する通信手段を、原子力発電所内及び原子力発電所と事業者の災害対策本部等との間に確保すること。

(ウ) 万一、放射性物質の漏えいなどがあった場合には、その可能性に接した時点で、直ちに、国及び地方自治体への報告を行うこと。

3. 国民の安全を第一とした耐震安全性の確認

新潟県中越沖地震から得られる新たな知見をいかし耐震安全性の確保に万全を期するため、次の措置を講ずることを求める。

(ア) 新潟県中越沖地震から得られる知見を耐震安全性の評価に適切に反映すること。

(イ) 現在の評価の進捗状況を勘案し、確実に、しかし、可能な限り早期に評価を完了できるよう、実施計画の見直しについて検討を行い、1か月を目途に、検討結果を報告すること。